

ジェフユナイテッド市原・千葉×赤い羽根共同募金
クルマをおくろう PROJECT 特別車両配分
千葉県共同募金会 実施要綱

社会福祉法人 千葉県共同募金会

1. 趣 旨

赤い羽根共同募金では、県内のお年寄りや障がいのある方々を支える活動や災害時の支援等を含む様々な福祉活動を支えています。しかし、昨今の厳しい社会経済状況や新型コロナウイルス感染症の影響により、地域ではよりきめ細やかなサービスの提供が求められる中で、現場からの支援を求める声に応えきれない状況が続いています。特に支援を求める声が多いのが送迎や通院の際に使用する、車いすの方が乗れるような「福祉車両」の整備です。

本プロジェクトでは、「赤い羽根サポーター宣言」にご協力いただいている「ジェフユナイテッド市原・千葉」のご協力のもと、令和3年～令和6年の間にチームが実施した、募金活動などの共同募金会との取り組みで皆さまからご支援いただいた募金を基に、千葉県内の福祉施設から支援を求める声が多い「福祉車両」を配分いたします。

2. 実施者

社会福祉法人 千葉県共同募金会

ジェフユナイテッド市原・千葉（運営：ジェフユナイテッド株式会社）

3. 対象団体

・社会福祉法人、更生保護法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人で、次のいずれにも合致するもの。

- ① 千葉県内に活動拠点があり、団体としての活動実績が1年月以上ある団体であること
- ② 配分後に千葉県共同募金会及びジェフユナイテッド市原・千葉が実施するセレモニー等で、車両の贈呈式（令和6年9月頃）や成果報告式（令和7年3月頃）に出席できること
- ③ 団体の規約等を備えており、活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること
- ④ 活動計画、予算、決算等が整備されていること
- ⑤ 特定の宗教や政治思考を広めることを目的とする団体、反社会的勢力※1 および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が配分対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

4. 配分対象事業

県域、広域、政令指定都市における社会福祉を目的とした、**福祉車両**（介護車両・送迎用車両等）の購入

(例) ・福祉施設における利用者の送迎・通院用車両
・地域のつながりづくりや孤立防止・移動支援等の活動に使用する車両

5. 配分対象外

次のいずれかに該当するものは配分の対象としない

- ・ 県立、市町村立、指定管理者制度導入施設
- ・ 開所後1年未満の施設及び事業所
- ・ 社団や組合等、構成員の相互救済のみを目的とする場合
- ・ 特定の個人的活動またはそれに類する活動
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される場合
- ・ 配分対象期間外に整備した車両の申請

6. 車両整備期間

令和6年7月下旬（配分決定後）から令和7年2月28日（金）まで（令和6年度中）

7. 配分金額及び配分率

採択件数 1件（上限200万円）

団体種別	配分率	配分上限額
社会福祉法人・財団法人・社団法人	車両総額の75%	200万円
特定非営利活動法人	車両総額の100%	200万円

<オプションについて>

車両総額には「車両整備時に最低限必要となる装備(経費)」を含めます。団体により異なるオプション等は見積に含めて構いませんが、配分算定額からは外して計算をします。

対象例：ラッピング（赤い羽根マーク・施設名・チームロゴマーク等）、車いすマークステッカー、車いす・ストレッチャー固定装置・ベルト、フロアマット、カーナビ、オーディオ、ETC、ドライブレコーダー、等

対象外：保険料、税金、リサイクル料等の諸経費

8. 配分車両の仕様について

配分車両にはジェフユナイテッド市原・千葉による「クルマをおくろう PROJECT」の贈呈車両である旨の記載と、当会指定のマーク及びイラストのラッピングをすること（詳細は配分決定時に通知）

<イメージ>



例：北海道コンサドーレ札幌 ©北海道共同募金会

車両の両側面及び背面に下記の明示

- ・ 『クルマをおくろう PROJECT』の明示
- ・ チームのロゴマーク等
- ・ 赤い羽根共同募金のロゴマーク等
- ・ 施設名・法人名



9. 配分の決定

令和6年7月下旬～8月上旬頃（当会より文書にて配分可否の通知をします。）

申請内容を精査の上、当会が定める配分委員会により配分団体及び金額を決定します。

10. 提出書類

下記、全てを郵送または持込にて提出してください

A【法人に関する書類】

No.	書類名	
1	ジェフユナイテッド市原・千葉クルマを送ろう PROJECT 配分申請書	様式1
	法人（団体）概要（※）	様式2
2	令和5年度事業報告、決算書、（※）施設・法人両方のもの	指定の様式なし
3	<社会福祉法人>社会福祉充実残額のわかるもの 例：社会福祉充実残額算定シート、現況報告書等 <社会福祉充実残額を有する法人>社会福祉充実計画	指定の様式なし
3	令和6年度事業計画、予算書	指定の様式なし
4	定款または会則	指定の様式なし
5	役員名簿（職名、氏名、職業のわかるもの）	指定の様式なし
6	申請施設の事業認可書または事業所指定通知書等の写し （最新の期限が書いてあるもの）	所定の様式

※申請時点で令和5年度決算等の承認が取れていない団体は、令和4年度の決算書を提出。

令和5年度決算承認後、決算書を提出し差し替え。

B【車両整備に関する書類】

No.	書類名	
7	<車両>事業計画書（整備費《車両》）	様式3
8	現況写真（故障や入れ替えによる整備は現状の写真添付（別紙可））	
9	カタログ（整備物の写真やスペックがわかるページのみ）	
10	見積書（写し可）2社以上	
11	固定資産台帳（申請物品の所有がある場合、記載箇所）	

11. 注意事項

- ① 配分決定以前に購入・契約した車両は対象となりません。
- ② 配分金は精算払い（後払い）、事業完了後の送金です。
- ③ 複数の施設を運営する法人の申請は1施設に限ります。
- ④ 他の補助金、助成金を受ける事業は対象外です。

- ⑤ 「令和6年度 NHK 歳末たすけあい助成<第1次>(以下、NHK<第1次>)」との併願申請について
- ・NHK<第1次>に申請をする法人は、NHK<第1次>と同一の施設でも別施設でも申請可能です。
 - ・NHK<第1次>と同一施設・同一車両の申請をし採択された場合は、どちらか一方での採択となります。
 - ・NHK<第1次>に申請をする場合、提出書類 No.2~6 は不要です。
- また、NHK<第1次>と同一施設・同一車両の申請の場合、提出書類 No.8~11 は不要です。

12. 申請方法

書類受付期間：令和6年5月9日（木）～ 令和6年6月10日（月）16時 必着

申請書類は受付期間内に当会へ到着するように郵送または持参してください。

<提出先> 社会福祉法人 千葉県共同募金会 担当宛

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 県社会福祉センター4F

メール：c-kyoubo@akaihane-chiba.jp

<ヒアリング> 令和6年5月27日（月）～6月16日（金）

日時は書類到着後、当会より連絡の上、調整します。

オンライン(zoom)又は対面(当会事務局)にて30分程度、

申請事業内容や財務状況等確認を行います。

13. 配分決定後の流れ

- (1) 配分方法 精算払い
- (2) 交付 事業終了後、別途定める「交付請求書」の提出を随時受け付け、2週間程度で送金
- (3) 報告 事業終了後1ヵ月以内に、別途定める「完了報告書」をご提出ください。
- (4) 情報発信 申請者のホームページ・SNS アカウント等で事業の進捗及び成果を報告してください。その情報を千葉県共同募金会がシェア等で発信することで、周知を図ります。
- (5) 成果報告 千葉県共同募金会及びジェフユナイテッド市原・千葉が実施するセレモニー等で、車両の贈呈式（令和6年9月頃）や成果報告式（令和7年3月頃）にご参加いただきます。

14. 本件の担当・お問い合わせ先

社会福祉法人 千葉県共同募金会 （担当：宮澤・渋沢）

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4階

E-mail：c-kyoubo@akaihane-chiba.jp / TEL：043-245-1721